毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 告 示

所管課(室)名

○知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正

議会事務局

告 示

長崎県告示第304号

知事の専決処分に属する軽易な事項の指定(昭和22年長崎県告示第440号)の一部を次のように改正する。 令和2年4月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後	改正前
9	債権1件につき50万円以下の権利の放棄に関すること。	

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表(八二四)二一一四

印刷人 岩 永 泰 明印刷所 長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所